

平成 2 8 年第 4 回江差町議会定例会資料 N o . 2

資料15：江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表【議案第12号関係】

…P 1

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員) 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ・ (2) (略) (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) 任命権者を同じくする職 (以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員 (イ) その養育する子 (育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。) が 1 歳 6 か月に達する日 (第 2 条の 3 第 3 号において「1 歳 6 か月到達日」という。) までに、その任期 (任期が更新される場合にあっては、更新後のもの) が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員 (その養育する子が 1 歳に達する日 (以下、この号及び同条において「1 歳到達日」という。)) (当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) において育児休業をしていない非常勤職員に限る。) ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をして	(育児休業をすることができない職員) 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ・ (2) (略) (新設)

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>いる非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> <u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u> <u>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u>に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。 <u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</u> <u>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</u> <u>(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日</u> <u>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するため</u> <u>に育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条にお</u>	(新設) (新設)

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
いて「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の１歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が１歳２か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条第１項又は第２項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日） （３） １歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、	

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、<u>当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日</u>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子の1歳6か月到達日</u> ア <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</u> イ <u>当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u> （育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第2条の4</u> （略） （育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情） 第3条 育児休業法第2条第1項_____の条例で定める特別な事情は、次に掲げる事情とする。	（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間） <u>第2条の2</u> （略） （育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情） 第3条 育児休業法第2条第1項<u>ただし書</u>の条例で定める特別な事情は、次に掲げる事情とする。

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(1) <u>育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u>	(1) <u>育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなつたこと。</u>
ア <u>死亡した場合</u>	(新設)
イ <u>養子縁組等により職員と別居することとなつた場合</u>	(新設)
(2) <u>育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。</u>	
ア <u>前号ア又はイに掲げる場合</u>	
イ <u>民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u>	
(3) (略)	(2) (略)
(4) (略)	(3) (略)
(5) (略)	(4) (略)
(6) (略)	(5) (略)

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>たとき。</u> (2) <u>育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u> (3) <u>(略)</u> (4) <u>(略)</u> (5) <u>(略)</u> (6) <u>(略)</u> (7) <u>(略)</u> (育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態) 第11条 (略) (部分休業の承認) 第18条 (略) 2 労働基準法 <u>第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する</u> <u>部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。</u>	<u>縁組等により職員と別居することとなったこと。</u> (新設) (2) <u>(略)</u> (3) <u>(略)</u> (4) <u>(略)</u> (5) <u>(略)</u> (6) <u>(略)</u> (育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態) 第11条 (略) (部分休業の承認) 第18条 (略) 2 労働基準法 (昭和22年法律第49号) <u>第67条の規定による育児時間</u> <u>を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間</u> <u>を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。</u>

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条第32項において読み替えて適用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</u>	(新設)